

平成27年(行ウ)第328・392・540号 年金減額改定取消請求事件

原 告 金子民夫ほか727名

被 告 国

意見陳述要旨

平成28年6月22日

東京地方裁判所 民事第38部A2係 御中

原告ら訴訟復代理人

弁護士 関 本 正 彦

原告ら準備書面(1)は、被告答弁書に対する認否を行った上で、これに反論し、釈明を求めるものです。以下、原告らの反論の要旨を口頭で述べます。

第1 憲法25条違反

1 減額措置について国が正当性を立証する責任があること

(1) 被告が援用する最高裁判決の射程は、本件には及ばない

被告は、複数の最高裁判例を引用し、憲法25条の趣旨に応えて具体的にどのような立法措置を講ずるかについては、立法府の広い裁量に委ねられていると主張します。しかし、被告が引用する最高裁判例は、それ自体の当否は別として、本件のように年金支給額の減額が争われた事案についてのものではなく、その射程は本件には及びません。

憲法25条2項が「国は、すべての生活面について、社会福祉、

社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と定めていることからも、既存の年金支給額を切り下げるることは、原則として許されないというべきです。

(2) 社会権規約に違反すること

ア わが国も批准するいわゆる社会権規約は、その中で社会保障についての権利を定め、この権利の「完全な実現を漸進的に進める」ことなどを求めていました。つまり、各締約国の実情に合わせつつも、社会保障制度を前進させるか、若しくは少なくとも維持することが要求されており、後退的措置をとることは原則として許されていないのです。これがいわゆる「後退禁止の原則」です。

イ 規約の各条項は、「一般的な意見」によって補完され、この「一般的な意見」は、解釈基準であるとともに、主要な法源であると理解されています。「一般的な意見」においては、意図的に後退的措置をとる場合には、それを十分に正当化することが要求されています。国は、社会保障制度を後退させる場合には、その正当性の根拠を示さなければなりません。

ウ ところが、被告は、制度の後退の場面においても広い裁量を主張し、何ら正当性を示していません。このような措置は、著しく合理性を欠くもので、裁量の逸脱・濫用であることが明らかです。

(3) 社会権規約、憲法98条2項及び憲法25条にも違反すること

憲法98条2項は、わが国が締結した条約の遵守義務を定めており、社会権規約に違反する法律は無効です。

また、いわゆる老齢加算廃止の違憲性が争われた訴訟において、昨年、大阪高裁が、憲法98条2項から、社会権規約及び「一般的な意見」の内容を「制度後退禁止の規定」と解した上で明らかにしたように、社会権規約の内容は、法や憲法の解釈に反映されるべき

ものです。

年金支給額減額を定める平成24年改正法は、制度後退を正当化するための要件を充足しているとは到底いえず、社会権規約及び憲法25条に違反し、無効です。

2 公的年金制度こそが「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものでなければならないこと

(1) 被告の主張

被告は、年金額が高齢者の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する水準にないことを認めつつも、「健康で文化的な最低限度の生活」は、社会法制度全体を通じて保障されるべきものとして正当化しようとしていますが、これも誤りです。

(2) 公的年金制度と生活保護制度の関係

ここにいう社会法制度の中心が、その全額が税金で賄われる公的扶助であり、「自立を助長」するための生活保護制度であることは明らかです。しかし、老齢者は、生活保護を受けても、再び働いて収入を得ることができるようになるわけではありません。自立助長のための生活保護制度と、強制加入かつ保険料負担のある公的年金制度を同列に論じること自体、誤っていると言わざるを得ません。

(3) 生活保護では年金が低額であることを補えないこと

また、生活保護制度は、申請主義が採られていること、各種手続の負担があること、マイナスのイメージが強いことなどから、気軽に利用できる環境が整っていません。

平成26年の時点で、生活保護基準を下回る高齢者が、どれだけ少なく見積もっても300万人存在しています。そのうち、生活保護を受給しているのは92万人しかおらず、残る200万人以上の

高齢者が、低年金・無年金によって生活保護基準以下の生活を余儀なくされています。

つまり、実際にも年金の不足分を生活保護によって補うことができているわけではないのです。

(4) 公的年金制度の意義

以上のことからも明らかのように、公的年金制度は、それ自体で高齢者の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものでなければなりません。

第2 憲法13条・29条違反の主張

1 被告の主張

被告は、「将来受給すべき年金額が減額されない」ことは「期待感」に過ぎないとし、また、仮に「財産権を制約するものであったとしても、合理的な制約」であるなどと主張していますが、これも誤りです。

2 公的年金受給権が憲法によって保障される権利であること

公的年金の受給権は、高齢者の生存権を実効あらしめるための憲法29条によって保障される財産権であると同時に、自己の選択に従った老後の生活を保障するという点で憲法13条によっても保障される権利です。年金受給権の内容を正当な理由なく切り下げるることは、憲法29条及び13条にも違反します。

3 「特例水準の解消」による減額をされないという財産権

平成16年改正法によって、減額による「特例水準」の解消は行わないということが、最高裁判例にいう「法律で一旦定められた財産権」の内容となったことは明らかであって、合理的な理由なしに平成24年改正法という事後法によってこれを変更することは、憲法13条及び29条に違反することになります。

4 「合理的な理由」がないこと

被告は、何ら「合理的な理由」を示しておらず、本件減額措置が憲法13条及び29条に違反することは明らかです。

以上